

茨城県報

号外第47号

昭和55年2月25日

月 曜 日

(明治35年3月17日)
(第一種郵便物認可)

指 示

茨城海区漁業調整委員会指示第1号

昭和54年11月1日茨城海区漁業調整委員会指示第3号で指示した、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定によるかじき等流し網漁業に関する指示の一部を次のように改正する。

昭 和 5 5 年 2 月 2 5 日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 大 窪 定 一

かじき等流し網漁業委員会指示取扱要領5中「被害処理積立証明書」を「被害処理基金納入証明書」に改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号

被 害 処 理 基 金 納 入 証 明 書

船主住所

氏名

船名

丸

昭和54年度かじき等流し網漁業の操業に際し、漁船又は漁具等の損傷等による被害処理のため、基金を納入したことを証明します。

昭 和 年 月 日

茨城県かじき流し網安全操業対策協議会長 ㊟

茨城海区漁業調整委員会長 殿

★ 県政の総覧 () 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
金 1, 0 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所